

白石市期間入札のQ & A

令和2年4月14日
白石市総務部財政課

Q 1 期間入札の対象はどのようなものですか？

A 1 市が行う競争入札及び随意契約のうち、個別の入札公告及び指名通知書等で書留郵便又は持参により入札等を実施すると定めたものが対象となります。

Q 2 期間入札と会場での入札では、入札にあたって条件などが異なりますか？

A 2 入札の回数や無効事由など、会場での入札と異なる部分がありますので、事前に十分ご確認ください。

Q 3 期間入札のメリットは何ですか？

A 3 入札参加者においては、事情等があつて入札会場に来られない場合に応札が可能となること、遠方の入札参加者は時間や交通費の負担が軽減できること等が考えられます。

市においては、執行方法の選択肢が増えることで入札参加者の辞退を減らせる可能性があること、入札参加者が発注者又は参加者同士で顔を合わせる機会がなくなるため談合等の不正が防止できること等が考えられます。

Q 4 期間入札の入札回数は何回ですか？

A 4 初度の入札1回のみです。

開札を行うと、執行者及び補佐者が予定価格を確認（予定価格書が入った封筒を開封）することとなり、後日、再度入札する場合に、公平性・公正性を確保すること困難となる可能性があるからです。

Q 5 内封筒に入れるものは、何でしょうか？

A 5 内封筒には、次のものを入れてください。

- (1) 入札書（期間入札用）
- (2) 工事費内訳書（建設工事の入札の場合）

Q 6 外封筒に入れるものは、何でしょうか？

A 6 外封筒には、次のものを入れてください。

- (1) 内封筒
- (2) 当該入札の担当者の氏名及び連絡先を確認できる書類又は名刺等
- (3) 入札保証金を必要とするときは、入札保証金を納付したことを確認できる書類
- (4) 入札公告等で指示があるときは、当該書類

Q 7 代理人が入札することはできますか？

A 7 期間入札の入札書には、代理人を記載しないでください。

入札書には、代表者（競争入札参加資格申請時に支店長等に委任している場合は、支店長等）の役職及び氏名を記入し、押印（代表者印又は使用印鑑届による届出をしている場合は使用印）をしてください。

Q 8 入札書等を郵送する場合は、どのような方法となりますか？

A 8 一般書留郵便又は簡易書留郵便で郵送してください。

入札参加者において、最寄りの郵便局で手続きしてください。

普通郵便で郵送したものは無効です。直接、ポストに入れないようご注意ください。

Q 9 期間入札に使用する封筒は、決まったものがありますか？

A 9 大きさ、色など任意の封筒を使用して差し支えありませんが、入札書等を入れる内封筒は「長形3号」、内封筒及び担当者の氏名及び連絡先を確認できる書類等を入れる外封筒は「角形2号」の大きさの封筒があれば、そちらを使用してください。

Q 10 内封筒には何を記載し、どのように作成すればよいですか？

A 10 内封筒の表面には、次の事項を記載してください。

- (1) 入札者の商号又は名称
- (2) 入札件名
- (3) 入札書在中であること

※内封筒は、封かんして入札者の使用印（競争入札参加資格申請において届出をした印）で割印してください。

Q11 外封筒には何を記載し、どのように作成すればよいですか？

A11 外封筒の表面には、次の事項を記載してください。

- (1) 入札書等の提出先
- (2) 入札件名及び提出期限
- (3) 入札書在中であること

外封筒の表面又は裏面のいずれかに、次の事項を記載してください。

- (4) 入札者の商号又は名称(封筒にあらかじめ印刷されているものでも差し支えありません)

Q12 書留郵便はお金がかかるので、入札書等を普通郵便で郵送してもよいですか？

A12 普通郵便で郵送された入札書等は、指定の方法に違反して提出されたものとして無効となりますので、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかにより郵送してください。なお、持参での提出も可能です。

Q13 期間入札を担当する所属に直接入札書等を持参してもよいですか？

A13 期間入札では、一般書留郵便又は簡易書留郵便での郵送のほか、提出先への持参も認めています。開札日時までではなく、提出期限までに持参してください。提出先では、入札書を受領したことを確認できる書類を入札者へ交付します。

Q14 入札書は封筒に入れて郵送したのですが、公告等で指定された書類を入れ忘れてしまいました。別郵便又は持参して提出してもよいですか？

A14 入札書とともに同封されていない場合は、無効な入札となります。

Q15 入札書を入れた封筒の封は、セロハンテープで行っても良いですか？

A15 封筒の封は、糊付けをお願いします。

なお、セロハンテープで封をしてあることをもって入札自体は無効とはなりません。が、封印されていないものや、開札前に開封されている形跡が認められる入札は無効となりますので、糊付けをし、確実に封をして郵送してください。

Q16 別の案件の入札書を1通の書留で郵送してもよいですか？

A16 適切な開札執行を確保するため、入札案件ごとに郵送してください。

Q17 入札書を郵送した後に、入札を辞退することはできますか？

A17 開札日時前であれば、辞退届を、期間入札を担当する所属に直接持参若しくは封筒の表側に辞退届が在中である旨を記載した一般書留又は簡易書留を提出することにより、辞退することができます。

開札日時以降は、辞退することはできません。

Q18 入札辞退届を提出しましたが、当該辞退届を撤回することはできますか？

A18 提出した辞退届は、撤回することはできません。

Q19 郵送した入札書の金額に誤りがあったために、同一工事について、改めて入札書を郵送してもよいですか？

A19 2通以上の入札書を提出したものととして無効になります。

Q20 開札を傍聴したいのですが、できますか？

A20 開札は、原則として入札参加者が傍聴することができます。

傍聴を希望する方は、指名通知書で指定された時刻までに開札場所にお越しください。

開札日時及び開札場所は公告等に明記しています。

入札参加者本人（代表者又は競争入札参加資格申請において代表者から委任を受けている支店長等）は、名刺等を提出してください。

代理人が傍聴を希望する場合は、傍聴委任状を提出してください。

Q21 同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、どのように落札者を決定するのですか？

A21 あらかじめ入札参加者が入札書に記入した「くじ番号」と、白石市競争入札参加承認番号の下3桁を、所定の算定式に当てはめて算出した結果により、落札者を決定します。

Q22 入札書に「くじ番号」を記入しなかった場合は、どのようになりますか？

A22 「999」をくじ番号とみなします。

Q23 入札書に「くじ番号」を記載しなかったのに、開札を傍聴に行き、その場で記入してもよいですか？

A23 開札時に、傍聴する方（本人又は代理人）が、その場で入札書に数字等を記載することは公正性の観点から認められませんので、入札書を提出する前に、十分ご確認をお願いします。